

令和2年度 第1回久留米市成年後見推進協議会

日 時：令和2年8月21日（金）14：00～

場 所：久留米市庁舎3階301会議室

出席委員：上原会長、岡田委員、山下委員、稲吉委員、窪田委員

欠席委員：豊福委員

事務局：長寿支援課：野口課長、小山補佐（進行）、服部主査

障害者福祉課：堤課長、浦上

久留米市社協：穴見課長、古谷主査

オブザーバー：福岡家庭裁判所1名（堤課長）

～規定に基づき、上原会長が進行～

次第Ⅰ 令和元年度成年後見推進事業実績報告・令和2年度事業計画について

事務局 （資料1に沿って説明）

委員 2ページ④のグラフで平成30年度の市長申立件数について、上段は5で、下段も5でよいか。

事務局 資料の誤りである。上段が8で、下段は6である。

委員 成年後見利用支援事業の申請が年度末に多いというのは何か理由があるのか。

事務局 後見人が年度末に事務を見直し、未申請のものを提出しているのではないかと思う。例年、申請が年度末に集中する傾向がある。

委員 タイムリーにきてほしいのではないか。大牟田市に勤務していた時は、市長申立で利用支援事業の対象者には、年に1回、家裁に提出する前に申請するよう案内を出していた。

久留米市は市長申立以外にも申請対象となるので、このやり方では出来ないと思う。

委員 役所の年度内の予算は限界がある。できるだけ定期的に出してほしい。

事務局 今は要綱の中で1年に限るとしている。

委員 報酬は不足分を出すということか。通帳から抜いていないのか。

事務局 通帳から抜けないので、補助金を申請するスキームである。

委員 2ページ目の令和元年度に市長申立をした件数はかなり増えている。たまたまなのか、何か理由はあるのか、教えてほしい。

事務局 長寿では措置と在宅虐待の影響。子どもが生計依存し通帳が使えない状況が多く、市長申立に繋いだケースと、措置入所で滞納があり市長申立を検討した。

事務局 追加。これまで相談受理から市長申立に至るまで凡そ6か月から10か月期間を要していた。事務を見直し、その期間が3か月～4か月になった。見直しの内容は

戸籍が届いたらすぐに新しい決裁を出して、決裁中に他の業務を行う、という業務の優先順位を見直した。

事務局 障害者福祉課は、1つは長寿支援課が支援した母親と障害のある娘のケースがあり、既に親族調査が終了している長寿支援課からその結果をもらい事務の効率化ができた。平成30年度末に相談があったものが令和元年度に申立が重なった。

委員 福岡県内を見ても市長申立の件数は増えている。福岡県内の市長申立したことがない市町村もしている。利用促進法の影響があると思う。成年後見制度を普及していかなければという気持ちが、裾野を広げることになっているのではないか。

委員 4ページの市民後見人候補者の活動状況について。市民後見人が少なくなってきたのは残念に思う。モチベーションというのは仕事をして辛いことの中で喜びを知って維持していくものであるため、仕事がなければ低下するし、登録の必要性を感じない。私は毎年毎年、何回も何回も言っている。結局今法人後見は何人いるのか。また1人1件受任しているのか。

事務局 法人後見は26件。内市民後見人候補者の法人後見支援員は13件。受任件数は人によって異なり3件の方もいれば1件の方もいる。

委員 福岡市は、1人1件で法人後見は45～50件。法人後見に対する支援は足りない。

事務局 足りない。

委員 なぜ足りないのかというところを考え、充足する方がいいと思う。そうしないとプロパーに負担がかかるし、プロパーがやるべき仕事が進まない、あまりいいスパイラルではないと思っている。

次第Ⅱ 成年後見制度利用促進について

事務局 資料2に沿って説明

委員 市長申立案件で中核機関が複数後見が必要だとした場合、家庭裁判所が複数後見は必要ないとすることはあり得るか？

家裁 複数選任を判断するにあたっては、候補者あるいは市長申立ケースであれば市の担当から話を伺い、必要性を確認することになると思われる。

委員 受任調整し、ベストマッチがこういう職種、複数後見がいい、法的課題が整理されたら弁護士は辞任する予定であるようなことを丁寧にしていくとよい。例えば、受任調整会議で弁護士と社会福祉士が複数後見でした方が良かったとした事例を家裁が不可とした場合、私は家裁とどう連携をとるか難しさを感じている。

家裁 話を伺って、家庭裁判所も必要と判断すれば、挙げられた候補者を選任することになるだろう。

委員 最終的には裁判官が決定すると思うが、もし、必要ないと言われた場合、受任調整会議、中核機関の存在そのもの自体が問われることになる。困ったことはないか。

事務局 類似のケースがあり、複数後見あるいは専門職がいいという必要性を説明するよう家裁から求められた。障害者福祉課で回答し、ほぼ当初の案で認めていただいた。

委員 市町村も裁判所の方も異動されるので、中核機関のことについて引継ぎや裁判所内での意思統一を図れる場面があればいいと思う。

家裁 裁判所の中でも中核機関の意義や趣旨を十分理解しており、引き継がれるようにしている。

委員 3 ページの課題で法律系専門職と委託契約を結んで専門的知見が必要な場合相談する、と考えているのか。中核機関の受任者調整会議に弁護士、司法書士、社会福祉士が出席しており、さらに委託契約を結び必要な助言を得る必要があるのかと考えている。受任者調整会議に出席している弁護士等専門職に相談するケースと委託契約を結んで相談するケースと、どのように分けて考えているのか。

事務局 後見人支援は中核機関の役割の1つ。後見人決定後、後見人が困っていると中核機関が相談を受け、専門的なアドバイスが難しい場合に専門職に助言をいただける体制としたいと考えている。

事務局 追加。後見人からの相談が高度な話であって、かつ緊急を要する内容である場合、月1回の受任者調整会議で対応できるのか。受任者調整会議は1時間半から2時間程度しかなく、その中で案件以外に個別の相談対応までできるのか、課題があり、別途委託した方がよいのではないかと考えての案である。

委員 中核機関の受任調整会議には、法律職も入っている。ご本人及び家族に関わる法律問題ならば、そこと法律職の相談や契約になると思う。法テラスや司法書士や弁護士がいる多重債務の相談センターがある。それ以外に中核機関が悩んでいることを相談するということか。

事務局 そうである。中核機関にくる後見人からの相談は社会資源等の質問だけではないだろうと思っている。行政、中核機関のスキルでは対応できない、専門職の力を借りないといけない場面が出てくることを想定してのイメージ。

委員 中核機関の役割は、本人にとって成年後見制度のことだけ判断するのではなく、将来の生活の課題や多重債務が多いから成年後見人が受任されるまでに、どう見守り予防するか繋ぐ役割である。そのため、中核機関自体が悩むことを委託契約する必要があるのかと思った。

事務局 別紙1で平成30年の6、7月に福岡家裁に相談いただいている内容の中に本人の財産や法的な相続・遺産分割等がある。後見人支援の中で中核機関が一度相談を受けるが、具体的なアドバイスができない場合等に法的なもの等については専門職からアドバイスをいただければより後見人支援につながると思う。そういうイメージでこの図を描いている。

委員 後見人支援ということか。

事務局 はい。中核機関に後見人支援として求められており、中核機関になったのですが後見人がここに相談しても課題が解決できないかもしれないが、将来的には中核機関としてそのような機能が必要だと思っている。

委員 必要なのだろうかと思ったので質問した。

委員 2ページ目の役割事務分掌のところ。必要に応じて対象者と面談とあるが、市町村が各会に推薦を依頼するわけではなく、お見合いで、ということか。

事務局 専門職団体の推薦を受けた後、マッチングをし、うまくいけばその候補者名を候補者欄に書いて家庭裁判所に提出する。

委員 マッチングは絶対にするということか。

事務局 必要に応じて行う。

委員 その件について、合意までする必要があるか。10分、20分話をしたところで果たして合意形成までできるだろうか。うまくいかない場合に再度選任依頼をするという流れですべきではないか。

事務局 「問題があれば再調整」と修正する。

委員 面談の時は他に本人や当事者以外が立ち会うということになるのか。

事務局 関係機関が立ち会う。

委員 今まで市長申立のときに一本釣りで候補者をお願いした経験はあるか。

事務局 ない。

委員 中立公正ということでそうしてきたと思うが、虐待事案や前回の受任調整会議で取り上げた事案は特殊である。読み手にはこの特殊性は大して伝わらない。事前をお願いする方法もあると思うが、市としてはどう考えているか。

事務局 そのようなことも含め受任調整会議にかけるのではないかと考えていた。緊急を要するケースは受任調整会議を経ずに専門職団体に依頼するというのも書いていた。

委員 受任調整会議は事例を洗い出したり、複数後見を3士会、オブザーバーで家庭裁判所が入り広い目で検討できるが、実際に受任するのは個人になる。ある程度事前に調整して名前を書いた方がスムーズに行くことが多くあると思う。福岡県下の市町村の市長申立も、候補者欄を空白で出している申立が一般的であるが、虐待事案や難しい事案は事前に決めている場合もある。

事務局 前回の成年後見推進協議会においても議論になったと思うが、受任調整会議で名簿選定方式にするのか団体の推薦にするのかとなり、今の久留米市の中核機関の状態で個人ではなく団体の推薦となった。1本釣りは時期尚早である。

委員 名簿は早急に持てないが、持てない中で困ったときに個別打診できるルートを残

しておいた方がいいのではないか。

委員 受任調整会議にかける流れと、職種や複数後見、このペアがいいということも視野に入れてもいいということを言っているのではないか。

事務局 そうであれば、2ページの③受任者調整会議開催要領で「緊急を要する案件は随時、直接専門職団体の窓口へ相談する。」とある続きに個人、法人後見の推薦まで行う可能性があることを明記したいがいかがか。

委員 そのルートを残しておく方がよい。前回の受任調整会議の事例で危険を感じた。これを防ぐためには、申立の段階で調整するということが必要である。

次第Ⅲ 久留米市社会福祉協議会の法人後見事業について

事務局 (資料に沿って説明)

委員 大まかでかまわないのでご本人の収入で多い方はどのくらいの金額か。

事務局 受ける案件は高額な財産を要しない方という条件があるため、ほとんどいない。

委員 その条件は何によって決まっているのか。

事務局 久留米市社会福祉協議会の法人後見実施要綱によって対象要件が決まっている。

委員 それはなぜか。

事務局 社協として、どういう立場で実施するかということを考え、3士会等との競合をできるだけ避けたいということで金銭的に低い人と社協として決めている。

委員 それは社会福祉協議会としての役割であるが、他の社協等では高額案件も担当している。そうでなければ補助金だけではまかないきれないというものもあると思う。また、他県の状況を聞いてみると、競合を避けるのではなく、社協がもつ法人後見に加えて市民後見人を活用して良い評価を得られている。そのため、力を入れていくためには、高額案件といっても何件も依頼があるわけではないと思われ、担当してもいいと思う。古い要綱かもしれないため、必要に応じて改訂してもよいと思う。

委員 財産が多いことを理由に断ったケースはあるのか。家裁からの依頼が39件、社協への依頼が1件と書いてある。

事務局 お断りしたことはない。内部の運営委員会の中で協議をしている。

委員 では、高額案件は現在全くないということか。

事務局 以前1件あった。本人が地域で徘徊等あり、地域支援が必要であるため運営委員会が財産をお持ちではあるが社協が担当した方が良いただろうと推薦した

委員 生活保護受給者イコール支援対象となっている傾向があり、低報酬とのアンバランスさは運営していく上でも検討が必要ではないか。

委員 実際、他の社協ではどのような対応か。

委員 福岡県内社協で、高額財産の方はいる。少しずつ変わってきており、社協は法人であり、運営委員会もあるので不正することは考えにくい。多額の財産を持っている方は50件の中で5件以上いる。財産を持っていても業務は同じ。市民後見人が月

1～2回会いに行く等している。財産がなく報酬申立ができず1年半見送った案件もある。報酬申立は毎年しているか。

事務局 している。

委員 福岡市の成年後見利用支援事業は市長申立に限るとなっているため、報酬をもらっていない、全額もらえていないという話もある。

委員 さきほどの地域とのつながりが必要であるから社協に求められる、というのは分かりやすい。

委員 お金を持っていてもいなくても両方担当してよいと思う。お金を持っている方が高い報酬が出るとは限らないと変わってきた。福岡で一緒に運営に携わっている弁護士は、金額の多寡に拘わらず受けた方がよいと言う。報酬が見込めなくても報酬付与の申立はした方がよい。後見業務に関しては、ボランティア活動ではなく、ルーチンに則ってやっていけばいいのではないかと。お金がある方を受けないというのは不思議に思ったので発言した。

委員 社協の法人後見発足時に関わったときの話である。お金がある方を社協が受任することは民業圧迫という声も一部あったため、最初からお金がある方、法的紛争がある方はお断りをするのが前提にあった。

委員 要は利用促進法が求めているものというのは、専門職後見人から市民後見人に移行しつつある。社協も弁護士も、社会福祉士も市民後見人ももちろん得意不得意はありながらも後見人にとって本人に一番いい支援ができる人が必要。そのため、民業圧迫という考えは今は持っていない。本当に必要な支援を一番できる人がするということ。福岡市では、市民後見人は月2回訪問し、1時間しっかり話を聞き、記録を作成しており、大変なことをやっていたいでいる。

委員 社協を積極的に選ぶ理由があれば、そういったルールもクリアできるのではないかと。例えばお金をたくさん持っている人が日自を利用しており、本人との関係性もあり、この人の方が安心してお任せできる、という社協を積極的に選ぶ理由があると、断る理由はないのではないかと。現状の社協の要綱を踏まえた中で、資産面ではじくのではなく、積極的に社協を選ぶ理由があるかどうかで選ぶのはいいのではないかと思う。運営委員会も納得すると思うし、裁判所がその視点をもってくだされば有難い。また、要綱を見直してもいいのではないかと思う。